

令和 7 年第 9 回守山市農業委員会総会議事録

第 9 回守山市農業委員会総会を市役所 2 階防災会議室において招集する。

令和 7 年 9 月 10 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員指名

(3) 提出議案

議第 34 号～議第 38 号

議第 34 号 地域計画変更案に対して、意見を求めることについて

議第 35 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対して、意見を求めるもとにについて

議第 36 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 37 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対

し、許可をすることについて
議第 38 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対
し、許可をすることについて

報告第 41 号～報告第 43 号

報告第 41 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届
出の報告について

報告第 42 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出につい
て

報告第 43 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解
約通知について

2 出席委員

1 今井 清市	2 本城 康吉	3 杉江 和
4 國枝 敏孝	5 木村 喜代子	6 深尾 円
7 大島 常弘	10 高橋 謙二	11 服部 重信
12 辰市 祐洋	14 大崎 恭義	15 九重 智子
16 千代 博	17 今井 誠二	18 西出 登志和
19 寺田 安喜雄	20 西村 明弘	21 宇野 正

23 西村 正秋

24 西村 潔

26 秋山 新治

3 欠席委員

8 番 村瀬 伸一郎委員

9 番 岡本 良一委員

13 番 西 直幸委員

22 番 中島 耕治委員

25 番 山本 麻紀代委員

4 会議に出席した説明員および書記

説明員 事務局長 武田 雅義

局 員 参事 寺田 篤司

局 員 専門員 柿本 勝幸

局 員 指導員 岡田 裕次

農政課 課長 福嶋 信宏

農政課 係長 白井 薫

農政課 主事 佐々木 仁志

○事務局長

本総会は委員総数 26 名中 21 名の出席があり出席者数が過半数に達しておりますので、令和 7 年第 9 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 2 時 00 分)

○議長

それでは、令和 7 年第 9 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 3 件、その他案件 2 件、報告案件 3 件の合計 8 件でございます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

続いて、現地確認者は各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります ●● ●● 委員と ●● ●● 委員です。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

5 番 木村 喜代子 委員

6 番 深尾 円 委員

を指名いたします。

○議長 (会議規則第 7 条議題の宣言)

それでは議題にはいります。議第 34 号を議題といたし

ます。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 34 号地域計画変更案に対して、意見を求めることがあります。
以上です。

○議 長

事務局長より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局長 (会議規則第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 34 号の地域計画変更案に対して、意見を求めるにつきまして提案理由を農政課より申し上げます。

○農政課 (会議規則第 9 条議案の説明)

地域計画変更案に対して、意見を求めることがあります。

【議案に基づいて、地域計画変更案の内容を説明】

以上で、議第 34 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、意見を求めます。意見はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

現状の地域計画の資料では、○○さんの経営面積が 2.76 ヘクタールとなっているのですが。

○農政課

現状の経営面積は、変更前の面積です。変更後の経営面積は 2.69 ヘクタールとなります。

○議 長

他に意見はありませんか。

(第 10 条発言) 「なし」 の声あり

○議 長 (会議規則第 17 条第 2 項簡易採決)

ないようでありますので、直ちに採決をいたします。

本件は「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「異議なし」 の声あり

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件は「意見なし」とすることに決しました。

○議 長 (会議規則第 7 条議題の宣言)

次に、議第 35 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 35 号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対して、意見を求めるこに

ついて

以上です。

○議長

議第35号については、新規設定の令和8年1月1日始期日の4番から56番と157番から161番及び再設定の1番から3番の案件に委員が関係しておりますので、まずこれらを除く農用地利用集積計画について審議を行います。

○議長

事務局長より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局長 (会議規則第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第35号の農用地利用集積計画案につきまして提案理由を農政課より申し上げます。

○農政課 (会議規則第9条議案の説明)

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対して、意見を求めることがあります。

【議案に基づいて、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案の内容を説明】

以上で、議第35号の提案理由の説明を終わります。

○議長

ただいまの農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対して、意見を求めます。意見はありません

か。

(第10条発言) 「なし」の声あり

○議長 (会議規則第17条第2項簡易採決)

ないようでありますので、直ちに採決をいたします。

本件は「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は「意見なし」とすることに決しました。

○議長

続いて、議第35号の新規設定の令和8年1月1日始期日の4番から56番と157番から161番及び再設定の1番から3番を議題といたします。

審議に入る前に、本件については関係者に委員がおられます。つきましては、「農業委員会等に関する法律 第31条（議事参与の制限）に、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますことから、その議案の関係者である委員には審議に関して退席していただくこととなります。

まずは、新規設定の令和8年1月1日始期日の4番から

56 番と再設定の 1 番から 3 番の関係者である

議席番号●番 ●● ●●委員

に、退室をお願いします。

(1 名の委員 退室)

○議 長

事務局長より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局長 (会議規則第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 35 号の新規設定の令和 8 年 1 月 1 日始期日の 4 番から 56 番と再設定の 1 番から 3 番につきまして提案理由を農政課より申し上げます。

○農政課 (会議規則第 9 条議案の説明)

【議案に基づいて、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案を説明】

以上で、議第 35 号の令和 8 年 1 月 1 日始期日の 4 番から 56 番と再設定の 1 番から 3 番の提案理由の説明を終わります。

○議 長

ただいまの、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対して、意見を求めます。意見はありませんか。

(第 10 条発言) 「なし」の声あり

○議長 (会議規則第17条第2項簡易採決)

ないようでありますので、直ちに採決をいたします。

本件は「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本件の議第35号の新規設定の令和8年1月1日始期日の4番から56番と再設定の1番から3番は「意見なし」とすることに決しました。

○議長

それでは、●● ●●委員

に入室を認めます。

(1名の委員 入室)

○議長

続いて、議第35号の新規設定の令和8年1月1日始期日の157番から161番までの関係者である

議席番号●番 ●● ●●委員

に、退室をお願いします。

(1名の委員 退室)

○議長

事務局長より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局長 (会議規則第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 35 号の新規設定の令和 8 年 1 月 1 日始期日の 157 番から 161 番までにつきまして提案理由を農政課より申し上げます。

○農政課 (会議規則第 9 条議案の説明)

【議案に基づいて、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案を説明】

以上で、議第 35 号の新規設定の令和 8 年 1 月 1 日始期日の 157 番から 161 番までの提案理由の説明を終わります。

○議長

ただいまの農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対して、意見を求めます。意見はありませんか。

(第 10 条発言) 「なし」の声あり

○議長 (会議規則第 17 条第 2 項簡易採決)

ないようでありますので、直ちに採決をいたします。

本件は「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「異議なし」の声あり

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本件の議第 35 号の新規設定の令和 8 年 1 月 1 日始期日の 157 番から 161 番は「意見なし」とすることに決しました。

○議 長

それでは、●● ●●委員
に入室を認めます。

(1名の委員 入室)

○議 長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議 長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第36号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第36号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局

ただいま議題となりました議第36号の提案理由をご

説明申し上げます。議案書 13 ページ、位置図は PDF の(23 分の) 2 ページからとなります。

これは、農地の今までの権利移動を行うことについての許可案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、3 件でございます。

1 番の案件です。(位置図 3/23)

土地の所在地は、○○町 ○○ ○○○番 114 平方メートルの畠、および○○町 ○○ ○○○番○ 3,504 平方メートルの田、2 筆合計で 3,618 平方メートルです。

譲渡人は、○○町○○○番地 ○○ ○○さん ○○ 歳。譲受人は、○○町○○○番地○ ○○ ○○さん ○○ 歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、1,054 アール、通作距離は、1.9 キロメートルです。

2 番の案件です。(位置図 4~7/23)

こちらの案件につきましては、先の第 7 回総会におきまして、議第 28 号の 3 番の案件として、既に許可を頂い

た案件でございます。その際の契約内容としては、親子間の生前贈与ということでしたが、許可後、所有権の移転登記をされようとしたところ、贈与税が想定以上の額となることが判明し、金銭的な負担が過大になるとのことから、契約内容を「売買」に変更して、改めて許可申請をされたものでございます。

先に受けられた許可については、結果的に許可の空振りとなります。今回の許可内容をもちまして、所有権移転登記がなされる予定でございます。

なお、土地の所在地、面積、譲渡人、譲受人等の内容につきましては、先の許可申請時と同様でございまして、7筆合計で 9,993 平方メートルです。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、111.3 アール、通作距離は 16.1 キロメートルです。

3 番の案件です。(位置図 8/23)

土地の所在地は、○○町 ○○○○ ○○○○番 224 平方メートルの田です。

譲渡人は、大津市○○ ○丁目○○番○○号 ○○○○さん ○○歳。譲受人は、○○町○○○○番地 ○

○ ○○さん ○○歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、96.5 アール、通作距離は 0.3 キロメートルです。

以上の案件につきましては、

農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件については、正当に耕作等を実施されるため、該当しません。

第 2 号の法人要件については、個人間の取り引きであり、該当しません。

第 3 号の信託要件についても該当しません。また、第 4 号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第 5 号の貸借による他への貸付もなく、第 6 号の周辺農地利用に支障も来しません。

これらのことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませんので、許可相当と考えます。

以上で、議第 36 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況を報告いただきます。

まず、1 番の案件を ●● ●● 委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

事務局より説明のありました、1番については、譲渡人は高齢者で後継者もなく耕作ができないということで、当該農地の耕作をされている譲受人と売買されるということで問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議 長

続いて、2番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

事務局より説明のありました、2番については私も本人から説明を受けました。親子間での売買ではあるものの会計は別々ということもお聞きし問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議 長

続いて、3番の案件は●● ●●委員ですが、本日欠席しておられます。事務局は何か報告を受けておられますか。

○事務局

報告を受けておりますので、お伝えいたします。

3番の案件は、特に問題はないとのことです。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

2番の案件ですが、事務手続き上の確認についてお尋ねします。今回親子間での売買に変わったということですが売買契約書等の確認はされたのでしょうか。

○事務局

売買契約書については確認しておりませんが、売買価格については1反当たり50万円程度で、全筆で500万円程度と聞いており、譲渡人が取得した時の金額と同程度とのことです。

○議 長

他に何か質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「なし」の声あり

○議 長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

ないようありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議長（会議規則第7条議題の宣言）

次に、議第37号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第37号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局（会議規則第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第37号の提案理由をご説明申し上げます。議案書は15ページ、位置図は9ページからとなります。

こちらは転用を目的とする権利移動の伴わない自己転用の案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は1件でございます。

1番の案件です。(位置図 10~11/24)

申請地は、○○町 ○○○ ○○○番○ 115 平方メートルの畠で、現況は宅地です。申請人は○○町○○○番地○○ ○○さん ○○歳。転用の事由は住宅敷地です。時期は不明ですが、申請人の父により碎石の搬入が行われ、隣接する宅地と一体利用をしてこられたため無断転用是正案件となります。新たな工事が行われるものではありません。

立地基準の判断については、集落内であり、住宅等が連たんしている区域内であることから、第3種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上、議第37号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員に確認状況を報告いただくところですが、●● ●● 委員は本日欠席しておられます。事務局は何か報告を受けておられません

か。

○事務局

報告を受けておりますので、お伝えいたします。

この案件については、特に問題はないとのことです。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

○議長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足すること
はございませんか。

○当番委員（●● ●●委員）

ただいま説明がありました案件については、8月25日
に現地確認を行い、問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

○議長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

（会議規則第10条発言） 「なし」の声あり

○議長（会議規則第17条第2項 簡易採決）

ないようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を

いたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「異議なし」の声あり

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議長 (会議規則第 7 条議題の宣言)

次に、議第 38 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第 38 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 38 号の提案理由をご説明申し上げます。議案書は 16 ページ、位置図は 12 ページからとなります。

こちらは転用を目的とする権利の設定・移転等の案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。 今日は4件でございます。

1番の案件です。(位置図 13~14/24)

申請地は、○○町 ○○ ○○○○番 247 平方メートルの畠で、譲渡人は、○○町○○○○番地○ ○○ ○○さん ○○歳 および○○町○○○○番地○ ○○ ○○さん ○○歳です。譲受人は、○○町○○○○番地の○○○ ○○ ○○さん ○○歳 です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は駐車場です。

譲受人である○○さんは、申請地の北側にある○○○○番地の住宅に実際は居住しておられ、自家用車を停めるスペースが不足しているため、申請地を利用されようとしているものです。

立地基準の判断については、集落内であり、住宅等が連たんしている区域内であることから、第3種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考

えます。

2番の案件です。(位置図 15~16/24)

申請地は、○○町 ○○○ ○○○番 631 平方メートルの田、同じく○○○番 333 平方メートルの田で、譲渡人は、○○町○○○番地 ○○ ○○さん ○○歳。および○○町 ○○○ ○○○番 931 平方メートルの田で、譲渡人は、○○町○○○番地 ○○ ○○さん ○○歳。および○○町 ○○○ ○○○○番 130 平方メートルの田で、譲渡人は、○○町○○○○番地の○ ○○ ○○さん ○○歳。以上 4 筆合計 2,025 平方メートルです。譲受人は、○○町○○○番地○ 株式会社○○○○○○○ 代表取締役 ○○ ○○さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は資材置場・駐車場です。

譲受人は、主に○○○○○○を請け負っておられ、公共工事の受注も増え、○○○○や○○、○○○○の置場が不足しているため、本社近隣である当該地を選定されたものです。また、備考欄に記載のとおり開発事業同意に該当するものです。

立地基準の判断については、団地規模が 10 ヘクタール未満であり、住宅が連たんした区域に近接しているため第 2 種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

3 番の案件です。(位置図 17~18/24)

申請地は、○○町 ○○ ○○○○番○ 244 平方メートルの田、同じく○○○○番○ 44 平方メートルの田で、2 筆合計で 288 平方メートルです。譲渡人は、○○町○○○○番地の○ ○○ ○○さん ○○歳です。譲受人は、○○町○○○○番地○ ○○○○株式会社 代表取締役○○ ○○さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は分譲住宅（1 区画）です。

備考欄に記載のとおり、申請地は、○○地区の地区計画区域内であり、分譲宅地の開発が可能な場所となります。開発許可の基準により前面道路を拡幅して 1 区画の宅地を造成されます。

立地基準の判断については、水管等2種類以上埋設する道路の沿道で500m以内に2以上の公共施設（○○小学校と○○○○○園）があることから、第3種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

4番の案件です。(位置図 19~20/24)

申請地は、○○町 ○○○○ ○○○○番○ 92 平方メートルの田です。譲渡人は、○○町○○○○番地 ○○○○さん ○○歳です。譲受人は、○○町○番○○-○○○○号 ○○ ○○さん ○○歳です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因是記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は駐車場です。

立地基準の判断については、水管等2種類以上埋設する道路の沿道で500m以内に2以上の公共施設（○○医院と○○○○○歯科）があることから、第3種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上、議第38号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況を報告いただきます。

1番の案件は、●● ●●委員ですが、本日欠席しておられます。事務局は何か報告を受けておられますか。

○事務局

報告を受けておりまので、お伝えいたします。

1番の案件は、特に問題はないとのことです。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長

続いて、2番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

事務局より説明がありました、2番につきましては、申請地の隣地に譲受人の事務所兼住宅があります。また、県道との間に用排水路がありますが、橋を架けられるということで問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議 長

続いて、3番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

事務局より説明のありました、3番については、当該地の南西北西は道路に面しており、北東には民家がありますが、特に問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議 長

続いて、4番の案件は●● ●●委員ですが、本日欠席しておられます。事務局は何か報告を受けておられますか。

○事務局

報告を受けておりますので、お伝えいたします。

4番の案件は、特に問題はないとのことです。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか。

○当番委員 (●● ●●委員)

ただいま、報告がありました1番から4番については8月25日に現地確認を行い、問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

○議長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「なし」の声あり

○議長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

ないようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議長

次に、報告事項に入ります。

報告第41号から第43号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書記

報告いたします。

報告第 41 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による

届出の報告について

3 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 42 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出につ

いて

8 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 43 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借

解約通知について

7 件の通知です。内容については記載の通りです。

○議 長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何か質問はありますか。

○●番 ●● ●●委員

報告第 41 号の 3 番の案件ですが、申請地の進入路は狭い道だと思いますが、どのように進入路を確保されるのでしょうか。

○事務局

ご質問の案件は、○○○○置場として使用されるもので、進入路については、位置図に表示している通り、申請地の団地側の道路の中間当たりの水路の上に橋を架けて進入

路を確保されます。

○議 長

他に何か質問はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

報告第 42 号の 5 番の案件で自作の継続とありますが、権利を取得された方は豊中市にお住いの方ですが、自作をされるのでしょうか。

○事務局

相続の届出事項に農地をどうするかを記載することになつてないため、詳細はわかりません。貸借権のない農地であり、農業委員会によるあっせん等の希望についてもなしとあるため、自作の継続と記載しております。

○議 長

他に何か質問はありませんか。

===== 「なし」の声あり =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 2 時 55 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 7 年 9 月 25 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記に署名する。

5 番 木村 喜代子 委員

6 番 深尾 円 委員